

事前相談書及び添付図書作成の注意事項

○事前相談書

- ・計画概要の欄は、相談する計画について簡単に記入してください。
(例)・相談地に幅員〇mの道路を入れて、住宅地(〇〇区画)を整備し分譲する。
 - ・親の所有する農地(市街化調整区域)に一戸建の住宅を建築する。
 - ・相談地を造成して資材置場として利用する。
- ・相談地の欄は、相談する土地の所在及び地番を全て記入してください。地番の一部の場合は「の一部」と表記してください。
- ・土地の面積の欄は、相談地の全体面積(正確でない場合は約を付けて)を記入し、切土、盛土又は土石の堆積がある場合はそれぞれの面積を記入してください。
- ・現況地目の欄は、相談地の現在の土地利用状況について、該当するものを全て選択(☑又は■)してください。その他の場合は()内に具体的な状況を記入してください。
- ・区域区分、用途地域及び盛土規制の欄は、相談地が該当するものを全て(複数の区域に跨る場合は複数)選択してください。
- ・関係法令の欄は、相談内容に関する法令を選択してください。その他の場合は()内に法令名を記入してください。
- ・相談内容(質問)の欄は、相談したい内容(質問)を具体的に記入してください。
(例)・進入路の造成計画について、開発許可又は盛土規制法の許可の可否を相談します。
 - ・相談地にある既存住宅の建て替えは、都市計画法に基づく許可が必要か否か。
 - ・三原市広島県開発審査会提案基準第〇号に該当するか否か相談します。
- ・添付図書の欄は、添付した図書を選択してください。事業計画及び相談内容が説明できる程度のもものは最低限必要です。その他の図書がある場合は()内に図書名を記入してください。

○添付図書

- ・位置図…相談地の範囲を赤で着色してください。
- ・公図の写し…相談地の範囲を赤で着色してください。
- ・造成計画平面図・断面図…平面図は、土地利用計画図と兼ねることも可能です。断面図は、造成の有無及び切土・盛土・土石の堆積の高さが確認できるよう、最低2方向に切ってください。
- ・現況写真…相談地の範囲(隣接地との境界)を赤(油性マジック等)で着色してください。相談地の境界線に沿って、全ての境界線を撮影してください。説明図(写真番号、撮影個所、撮影方向を記入)を添付してください。
- ・立地基準を証する資料…市街化調整区域における立地について相談する場合に添付が必要です。()内に選択した立地基準又は適用除外規定を記入してください。立地基準に該当するか否かについて相談する場合には、選択した立地基準の各要件に該当していることを示す資料を添付してください。都市計画法に基づく許可を要しないものに該当するか否かについて相談する場合には、適用除外規定に該当していることを示す資料を添付してください。
- ・その他…相談内容によっては、その他の図書の提出を求める場合があります。